

○財務省告示第三百五十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十月四日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年十一月六日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第二百二 回、第二百三回、第二百六回、第 百三十二回、第三百三十四回及び 第三百三十六回）及び利付国庫債 券（三十年）（第二回、第三回、 第十回、第十二回、第十三回、 第十四回、第十五回、第十八回、 第二十一回、第二十二回、第二 十五回、第二十六回、第二十七 回、第二十八回、第二十九回、 第三十回、第三十一回、第三十 二回及び第三十三回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五	募入決定の	十一	発行価格	十一	発行日	九	振替単位	八	最低額面金額	七	払込金額	六	発行額	五	内訳（別表のとおり）	三	千二百六十億九千四百六十	八	万九千円	五	万九千円
各申込みのうち、その応募額を順次に	さいり当てるからその利回り格差の小	割り当てる。その利回り格差を	額面金額で二千九百八十七億円	の記載又は記録は、最も額の金額	す。〇。整数倍の金額によるものと	平成二十四年十月四日	発行対象国債のごとに額面金額	百円につき、次の算式により算	出した金額	1 + $\frac{\left(\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \right) \times \text{残存年数}}{100} + \text{表面利率} \times \text{残存年数}$	別表のとおり）	は、募入決定額に追加した金額を払算	式により算出された金額を払算	各発行日に行き、対象国債の額面利率の	総額×各発行日発行対象国債の額面利率	100×各発行日発行対象国債の額面利率	支規に於ける支場合には、発行日が経過し、	に於ける所得税が源泉徴収され			

十三
二
の経利
払過
込利
み子率

(一) 別表のとおり）
(二) 発行時に於いて、その利子に係る所得税が源泉徴収され

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額
（利付）（第三十回）（二十年）（国庫債券）	二・三%	平成五年四月二十二日	十六億円
（利付）（第三十回）（二十年）（国庫債券）	二・四%	平成二年四月二十二日	十億円
（利付）（第二回）（三十年）（国庫債券）	一・六%	平成三年四月二十四日	百十四億円
（利付）（第二回）（三十年）（国庫債券）	一・八%	平成三年四月二十四日	円百四十三億
（利付）（第二回）（三十年）（国庫債券）	一・七%	平成十年四月十三日	円四百七十億
（利付）（第二回）（三十年）（国庫債券）	二・二%	平成三年四月二十二日	三億円
（利付）（第二回）（三十年）（国庫債券）	二・三%	平成六年四月二十日	四十億円
（利付）（第二回）（三十年）（国庫債券）	二・四%	平成六年四月二十日	円百四十六億

（別表）

十八 元利金支 利回りとする。
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十四年十月四日

（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）	（利付第三十回） （二十年庫券）
二・四%	二・五%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・三%	二・三%	二・五%	二・四%	二・〇%	二・一%	一・一%
平成二十五年十月九日	平成二十五年十月三日	平成二十九年四月九日	平成二十九年四月三日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日	平成三十四年四月二日
六十億円	二百七十三億円	二百二十七億円	四百十一億円	百三十二億円	七十億円	五十三億円	百三十四億円	二百五十億円	二百六十五億円	二十四億円	六十四億円	五十三億円

（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）	（利付第三十年国庫債券一回）
二・〇％	二・三％	二・二％	二・三％
日年平 九成 月五 十二	日年平 三成 月五 十二	日年平 九成 月五 十一	日年平 三成 月五 十一
十四億 円	二億 円	五億 円	八億 円